

排水基準（その3の4）【有害物質その4 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物】
 （一律排水基準）
 （「排水基準を定める省令」別表第1及び附則別表）

（アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して単位：mg/L）

区分	業種等 (適用規模：排水のあるすべての特定事業場)		排水基準 (全水域)
一般基準	暫定基準が適用されない全業種		100
暫定基準	畜産農業	牛房施設	300
		豚房施設	400
	ジルコニウム化合物製造業		350
	モリブデン化合物製造業		1,300
	バナジウム化合物製造業		1,650
貴金属製造・再生業		2,800	

- (注) 1 「新設」「既設」の区分に関係なく排水のあるすべての特定事業場に適用される。
 2 この表の業種等に属する工場又は事業場が同時に他の業種等に属する場合において、異なる排水基準が定められているときは、当該工場の排水基準は最大の許容限度のものを適用する。
 3 暫定基準は令和7年6月30日まで適用される。